

### 第3類（杏林大学大学院国際協力研究科博士後期課程履修規程）

## ○杏林大学大学院国際協力研究科博士後期課程履修規程

<b>制定</b>	平成 7年 9月 28日	
<b>改正</b>	平成10年 2月 16日	平成10年10月19日
	平成17年 3月 14日	平成18年11月13日
	平成21年 2月 16日	平成23年 1月 17日
	平成25年 3月 25日	令和 3年 1月 20日

（目的）

**第1条** この規程は、杏林大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第22条第1項の規定に基づき、杏林大学大学院国際協力研究科博士後期課程（以下「本課程」という。）教育課程及び履修の方法について定めるものである。

2 本課程の履修については、大学院学則及び杏林大学学位規程（以下「学位規程」という。）によるものの他、この規程による。

（定義）

**第2条** 大学院学則第16条第1項に定める学期を Semester と呼ぶ。

（科目の区分）

**第3条** 研究科の授業科目は、当該専門分野の授業科目を主科目とし、他の専門分野の授業科目を副科目とする。

2 本課程の授業科目及び単位数については、大学院学則第18条の定めるところによる。

（科目の履修）

**第4条** 本課程の修了に必要な20単位のうち、研究指導科目12単位以上を必修とする。

2 開発系の修士資格を持たない学生は、指導教授が履修を必要と認めた博士前期課程科目を履修することができる。

3 前項の修得単位数は、修了に必要な単位数に含めない。

4 専門分野を異にする授業科目の履修は、教育研究上有益と認められる場合に限る。

（履修の方法）

**第5条** 学生は、在学中に博士論文の研究に関するレポートを作成、提出して、研究指導にあたる複数教員の評価を得なければならない。

2 学生は、原則として各年度に1回、指導教授を含めた複数の研究科教員の前で、研究及び論文作成の進捗状況を学会発表と同様の方法によって、学内において報告しなければならない。なお、この報告は、本研究科学生による聴講を妨げない。

3 前項の報告は、最終学年に限り、公開発表会における報告をもってこれに代えることができる。

（規定の準用）

**第6条** 博士前期課程履修規程第4条の規定は、博士後期課程の学生に準用する。

（学業成績）

**第7条** 履修科目の総合判定は、S、A、B、C、Dの5段階の評語で示される。

### 第3類（杏林大学大学院国際協力研究科博士後期課程履修規程）

2 前項の各評語は、総合判定を100点とした場合、Sが90点以上、Aが80点以上90点未満、Bが70点以上80点未満、Cが60点以上70点未満、Dが60点未満を意味し、S、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。

3 出席不良等により判定不能な場合の評語はEとする。

（GPA）

**第7条の2** 前条の成績の評価（単位認定科目は除く）に対して次項によるグレード・ポイント（以下「GP」という。）を設定し、下記の計算式によりGPの平均（以下「GPA」という。）を算出する。

$$GPA = \left\{ \left( \text{各学期の評価を受けた科目のGP} \right) \times \left( \text{当該科目の単位数} \right) \right\} \text{の累計} / \left( \text{各学期配当の履修登録の単位数の合計} \right) \text{の累計}$$

2 成績の評価に対するGPは、Sが4点、Aが3点、Bが2点、Cが1点、D及びEが0点とする。

（退学）

**第8条** 本課程に6 Semester 在学した者で、20単位以上取得し、学位論文を提出しないで退学しようとする者は、大学院学則第38条に基づき、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

（博士論文）

**第9条** 博士論文の審査等に関する細部の取り扱いについては、別に定める。

（その他）

**第10条** 国際協力研究科博士後期課程の履修について、この規程に定めのない事項は、国際協力研究科委員会の議決による。

（改廃）

**第11条** この規程の改廃は、国際協力研究科委員会で審議し、決定するものとする。

#### 附 則

この規程は、平成 7年10月 1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成10年 3月 1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成11年 4月 1日から施行する。

#### 附 則

1 この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

2 この改正規程による大学院学則別表3-4は、平成17年4月1日以降の入学生に適用する。ただし、平成16年10月1日以前の入学生については、希望に応じ履修を認める。

#### 附 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

#### 附 則

### 第3類（杏林大学大学院国際協力研究科博士後期課程履修規程）

- 1 この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。
- 2 この改正規程による大学院学則別表3－5は、平成23年4月1日以前の入学生についても、希望者は教務委員会承認のもと、履修を認められる場合がある。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。
- 2 この規程は、平成25年度以降の入学生に適用し、平成24年度以前の入学生については、改正前の規程を適用する。

#### 附 則

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。